

使用料規程

第1章 総則

1 本協会の管理する著作物の使用料は、下記の区分により、第2章第1節から第15節に定める額とする。

- (1) 演奏等
- (2) 放送等
- (3) 映画
- (4) 出版等
- (5) オーディオ録音
- (6) オルゴール
- (7) ビデオグラム
- (8) 有線放送
- (9) 貸与
- (10) 業務用通信カラオケ
- (11) インタラクティブ配信
- (12) BGM
- (13) CDグラフィックス等
- (14) カラオケ用ICメモリーカード
- (15) その他

2 「演劇的音楽著作物」とは、オペラ、ミュージカル、バレエ等楽曲が演劇的要素と結合した舞台用著作物をいう。

(総則の備考)

本規程に定める使用料は、著作物の利用の態様に照らし特に必要であると認められる場合に限り、契約の促進、管理の効率化又は利用目的による公平化を図るため、本規程に別段の定めがないときは、別に定める基準に基づき、減額することができる。

使用料規程

第5節 オーディオ録音

CD、LPレコード、録音テープ、MD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー、ICメモリーカード、CD-ROM等の録音物(以下本節において「CD等」という。)に著作物を専ら音声のみ利用する場合のCD等1枚(本)あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用のCD等

(1) 定価の明示のあるもの

CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該CD等の定価(消費税を含まないもの)の6%をそのCD等に含まれている著作物数で除して得た額又は8円10銭のいずれが多い額以内とする。

(2) 定価の明示のないもの

CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき8円10銭以内とする。

2 背景音楽(BGM)用として貸出されるCD等

背景音楽(BGM)用として貸出すことを目的として製作するCD等に著作物を利用する場合は、当該利用者が年間契約を締結する場合に限り、録音回数及び製作枚(本)数のいかんにかかわらず、年額1,200円以内とする。

3 その他のCD等

1又は2による場合のほか、CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき400円をCD等の複製枚(本)数で除して得た額又は8円10銭のいずれが多い額以内とする。

(オーディオ録音の備考)

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。

オーディオ録音の利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

- ③ 音を専ら映像の連続とともに再生することを目的とする録音物については、第3節 映画1 録音の規定によるものとする。

使用料規程

第 13 節 CDグラフィックス等

音声と共に歌詞や楽譜がディスプレイに表示されるCD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー等(以下本節において「CDグラフィックス等」という。)に著作物を利用する場合のCDグラフィックス等 1 枚(本)あたり 5 分未満の著作物 1 曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用のCDグラフィックス等

(1) 定価の明示のあるもの

CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき当該CDグラフィックス等の定価(消費税を含まないもの)の 6%をそのCDグラフィックス等に含まれている著作物数で除して得た額又は 11 円のいずれか多い額以内とする。

(2) 定価の明示のないもの

CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 11 円以内とする。

2 その他のCDグラフィックス等

1 による場合のほか、CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 600 円をCDグラフィックス等の複製枚(本)数で除して得た額又は 11 円のいずれか多い額以内とする。

(CDグラフィックス等の備考)

① 5 分以上の著作物については、5 分までを超えるごとに 1 曲として著作物数を計算する。

CDグラフィックス等の利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

使用料規程

第 14 節 カラオケ用ICメモリーカード

専らマイク一体型カラオケに用いられ、音声と共に歌詞がディスプレイに表示されるICメモリーカード(以下本節において「カラオケ用ICメモリーカード」という。)に著作物を利用する場合のカラオケ用ICメモリーカード 1 枚あたり 5 分未満の著作物 1 曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用のカラオケ用ICメモリーカード

(1) 定価の明示のあるもの

カラオケ用ICメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき当該カラオケ用ICメモリーカードの定価(消費税を含まないもの)の 6%をそのカラオケ用ICメモリーカードに含まれている著作物数で除して得た額又は 11 円のいずれか多い額とする。

(2) 定価の明示のないもの

カラオケ用ICメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 11 円とする。

2 その他のカラオケ用ICメモリーカード

1 による場合のほか、カラオケ用ICメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 600 円をカラオケ用ICメモリーカードの複製枚数で除して得た額又は 11 円のいずれか多い額とする。

(カラオケ用ICメモリーカードの備考)

① 5 分以上の著作物については、5 分までを超えるごとに 1 曲として著作物数を計算する。

カラオケ用ICメモリーカードの利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

使用料規程

第 15 節 その他

本規程の第 1 節乃至第 14 節の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的および態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 章 総則、第 2 章 第 5 節 オーディオ録音、第 13 節 CDグラフィックス等、第 14 節 カラオケ用 IC メモリーカード、第 15 節 その他の規定については、平成 18 年 1 月 1 日から実施する。